

岐阜県公報

号外(一) 平成二十四年七月十二日

目次

公 示

商用車を活用した次世代自動車活用モデル構築業務の委託
に関する総合評価一般競争入札公告

(産業技術課)

一頁

公 示

商用車を活用した次世代自動車活用モデル構築業務の委託に関する総合評価一般競争入札公告

商用車を活用した次世代自動車活用モデル構築業務の委託について、総合評価一般競争入札を行うので、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第四条の規定により公告する。

平成二十四年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量
商用車を活用した次世代自動車活用モデル構築業務 一式
- (2) 調達物品等の概要
 - ア 次世代自動車の背景整理
 - イ 商用車を対象とした中山間地等次世代自動車活用モデル構築業務
 - ウ 充電インフラ利用実態調査
 - エ 電気自動車から住宅への放電設備に関する調査
 - オ 普及啓発業務
 - カ 岐阜県次世代自動車推進協議会運営業務
 - キ 各種ヒアリング
- (3) 調達物品等の仕様その他明細
入札説明書による。
- (4) 納入期限又は履行期限

<p>平成25年3月29日</p> <p>履行場所</p> <p>(5) 入札説明書による。</p> <p>2 入札参加者の資格に関する事項</p> <p>一般競争入札に参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人及び団体（以下「法人等」という）あるいは、法人等で結成した共同企業体とする。なお共同企業体の結成は、自主結成とする。</p> <p>入札に参加する者の資格は、共同企業体にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、単独法人等にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、岐阜県知事の参加資格確認を受けた者でなければならない。</p> <p>(1) 共同企業体の資格要件</p> <p>ア 共同企業体の全構成員の資格要件</p> <p>イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づき入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。</p> <p>(4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。</p>	<p>イ 共同企業体としての資格要件（構成員の1社以上が満たすこと。）</p> <p>(7) 本公告に示した業務を確実に履行し得ること。</p> <p>(4) エネルギーや環境分野に関する専門的知識・経験を有すること。</p> <p>(2) 単独法人等の資格要件</p> <p>(1) ア「共同企業体の全構成員の資格要件」のほか、(1)イ「共同企業体としての資格要件」の全てを1社で満たすこと。</p> <p>3 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当部局（入札事務局）</p> <p>住 所 〒500 8570 岐阜市藪田南2丁目 1 1</p> <p>部 署 商工労働部産業技術課</p> <p>連絡先 058 272 8354（直通）</p> <p>F A X 058 278 2679</p> <p>M a i l c11352@pref.gifu.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所</p> <p>ア 交付期間</p> <p>平成24年7月13日（金）から平成24年7月23日（月）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>3の(1)に同じ。</p> <p>電子メールによる交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格の確認</p> <p>ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>イ 提出期限 平成24年7月24日（火）午後5時（郵便の場合は必着）</p> <p>期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。</p> <p>ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成24年8月6日（月）までに通知する。</p> <p>(4) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成24年8月22日（水）午後2時</p> <p>イ 場所 岐阜市藪田南 5 14 12</p> <p>岐阜県シンクタンク庁舎 3階 入札室</p>
---	--

<p>(5) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。</p> <p>(6) 開札に関する事項 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行う。</p> <p>(7) 入札方法等に関する事項 ア 入札方法 落札者の決定は、総合評価一般競争入札をもって行うので、総合評価のための提案書（以下「提案書」という。）を入札書とともに提出しなければならぬ。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。 また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 開札の結果、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第111条の規定により定めた予定価格に105分の100を乗じて得た価格（以下「入札書比較価格」という）の範囲内の価格の入札書の提出がないときは、直ちに再度入札をすることがある。 ウ 入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。 エ 入札保証金及び契約保証金 規則第114条各号に該当するときは、免除する。 オ 落札者の決定方法 カ 落札者は、入札書比較価格の範囲内の金額で入札した者であって、提案書の提案内容が仕様書の要求要件を全て満たしているものでなければならぬ。 キ 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。 価格点 = $500 \times (1 - (\text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}))$</p>	<p>(ウ) 「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点を加える。</p> <p>(エ) 3の(7)のオの(イ)及び(ウ)により算出された、価格点及び加点の合計点数（以下「評価数値」という。）が最も高い者を落札者とする。</p> <p>(オ) 評価数値が最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。</p> <p>(カ) 「落札者決定基準」に記載されていない提案内容は評価の対象としない。</p> <p>(キ) 提案内容の審査に当たっては、必要に応じてプレゼンテーションを実施する。なお、詳細については、3の(4)による入札後、3の(7)のオの(イ)を満たす者に対して示すものとする。</p> <p>ク 入札の無効 (イ) 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において、虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (ロ) 参加資格のあることを確認された者であっても、入札日において、2の各項目の資格を欠く入札参加希望者は、入札参加資格のない者とする。 ク 入札又は開札の中止 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。</p> <p>ク 落札者の無効に関する事項 落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 (2) 契約書作成の要否 要 (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。 (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。 (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契</p>
--	---

<p>約の締結をしないことがある。 なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。</p> <p>(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づくと入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>また、契約後に同要綱に基づくと入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature of the services to be procured: Construction of a usage model of next-generation cars for commercial use</p> <p>(a) Organizing background information on next-generation cars</p> <p>(b) Constructing a usage model of next-generation cars for commercial use in hilly and mountainous areas</p> <p>(c) Examining the use of electric vehicle charging infrastructure</p> <p>(d) Pursuing investigation concerning discharge equipment, which transfers electrical energy from an electric vehicle to a house</p> <p>(e) Conducting promotional and educational activities on next-generation cars</p> <p>(f) Managing the Gifu Next-Generation Vehicle Promotion Council</p> <p>(g) Conducting various hearing surveys</p> <p>(2) Contract fulfillment period: To be completed by 29 March 2013</p> <p>(3) Date and time for the distribution of the tender documentation: Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 13 July 2012 through 23 July 2012 (excluding weekends and national holidays)</p> <p>(4) Deadline for the submission of bidding registration forms and relevant documents: 5:00 p.m., 24 July 2012</p> <p>Applicants will be notified of the screening results by 6 August 2012.</p>	<p>(5) Date, time and place for the opening of bids and tenders: The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 2:00 p.m. on 22 August 2012 at the Bids and Tenders Meeting Room of the Gifu Prefectural Think Tank Building.</p> <p>(6) For further information, please contact: Industrial Technology and Support Division, Department of Commerce, Labor and Industry, Gifu Prefectural Government 2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570 Tel: 058-272-8354 Fax: 058-278-2679 E-mail: c11352@pref.gifu.lg.jp</p>
--	--

別 記
落札者決定基準

評価項目	項番	評 価 基 準	価格点 の上限	加点の 上限	商用での活用 モデル構築	
					商用での活用 モデル構築	9
入札価格	1	500×(1-(入札価格×1.05/予定価格))	500			60
	2	事業者の適格性 計画を適切かつ確実に実施できる体制(経営基盤、人材等)、および本事業に類する事業で良好な実績を有しており、その知識・ノウハウ・経験等を十分に生かせることが期待できる		20		30
事業者の適格性	3	詳細かつ妥当性の高いスケジュールである		15		20
	4	事業実施及び目標に対して、妥当性の高い事業費積算である		15		40
事業計画の 妥当性	5	事業を適正かつ確実に実施する能力・体制		10		25
	6	新規雇用者と既雇用者との役割分担、バックアップ体制が適切である		10		25
活用モデル構築業務 中山間地等次世代自動車	7	背景整理、対象の調査方法、実証する中山間地の選定、実証地域における関係者との調整、モニター募集、実証者の準備、モニターの選定、取得及び分析の方策が具体的かつ有効である		90		500
	8	実証データの分析方法に対する提案内容が具体的かつ有効である 基本運転パターン及び理想運転パターンの設定の方策が具体的かつ有効である		30		500
商用での活用 モデル構築	9	構築のための方策が具体的かつ有効である		60		40
	10	平野部における商用車を活用したモデル検討に対する提案内容が具体的かつ有効である		40		50
充電インフラ利用 実態調査	11	既存・新設インフラの実態及び普及モデルのそれぞれについて、調査対象の選定、調査方法及び分析の方策が具体的かつ有効である		50		30
	12	電気自動車の蓄電池から電気を取り出し、住宅または屋外で家電等に供給する設備に関する調査・分析の方策が有効である		30		20
普及啓発活動	13	イベント開催 イベントの計画が電気自動車普及に有効な内容になっている		20		40
	14	アプリア開発 開発するアプリアが電気自動車普及に有効な内容になっている		40		25
岐阜県次世代自動車 推進協議会運営 業務	15	会議及びアプリアの開発計画が協議会会員にとって有益な内容になっている		25		25
	16	各種ヒアリング 各種ヒアリングに関する方策は具体的かつ有効である		25		500

平成二十四年七月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社